

# 日独租税協定の改正について

Issue 117, December 2015

## In brief

2015年12月17日、日本ドイツ両政府間で「所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ連邦共和国との間の協定」(以下、「新日独租税協定」または「新条約」)の署名が行われたことが財務省により発表されました。

新条約は、配当、使用料および利子にかかる源泉税を軽減または免除することにより、日独相互の投資を促進することが期待されています。また新条約は、OECDによるBEPSプロジェクトにおいて議論されてきた改革の一部を実行に移すべく、一定の租税回避防止条項や税源浸食防止条項が盛り込まれています。さらに、税務当局間情報交換規定の内容の拡充が図られるほか、軽減税率や免税等の条約上の優遇措置を受けるために厳格な要件を課す包括的な特典制限条項が導入されています。

新条約の内容は、署名後、両国議会における承認手続を経て最終的に発効することとなりますが、順調に手続が進んだ場合には、承認手続が2016年中に完了し、新条約の適用開始は2017年1月1日になるものと見込まれます。

## In detail

### 1. 主な改正内容

2015年12月17日、日本ドイツ両政府間で新日独租税協定が署名されました。新条約は、1967年に締結された現行協定(1980年及び1984年に一部改正)を全面的に改正するものです。主な改正項目は以下のとおりです。

- ・ 使用料及び利子の支払いに係る源泉税は原則として免税となります。
- ・ 配当の支払いに係る源泉税に適用される税率は、当該配当を支払う法人に対する議決権の保有状況により以下の通りとなります。
  - 免税が適用される場合：当該配当を支払う法人の議決権の25%以上を18ヵ月以上保有している法人株主の場合
  - 5%が適用される場合：当該配当を支払う法人の議決権の10%以上を6ヵ月以上保有している法人株主の場合
  - 15%が適用される場合：上記以外の場合
- ・ 相互協議にかかる仲裁制度が導入されます。相互協議に持ち込まれた案件について、一定の期間内に合意しない場合には、納税者の申立てにより、仲裁委員会に対して未解決事案が付託されることとなります。
- ・ 恒久的施設に帰属する所得に関する新たな条項は、OECDモデル租税条約第7条の規定(AOA)に基づきます。
- ・ 新条約には、条約上の優遇措置を享受するための制限に関する条項(いわゆる「特典制限条項」)が導入され、租税条約上の優遇措置を受けるためには一定の条件を満たす必要があります。

- ・ 二重課税排除条項に関しては、ドイツ居住者が日本源泉の所得を有する場合で条約の原則的取扱いによるとドイツで免税となる所得について、当該所得が日本で課税されない場合には、ドイツ側で課税所得に含め外国税額控除により二重課税を排除するという、いわゆる「スイッチオーバー条項」も盛り込まれています。
- ・ 日独税務当局間における情報交換規定(税務に関する相互の情報交換と協力)の対象となる租税および事案が拡大されるとともに、両国間で租税債権の徴収を相互に援助する仕組み(徴収共助)が導入されます。
- ・ 個人のいわゆる「双方居住者」の問題は、OECD モデル租税条約に沿う形で、タイブレイカー条項が導入されます。

スケジュールとしては、今後両国の国内手続(日本では国会の承認)を経た後、書面により国内手続の完了を確認する手続を行い、遅い方の通告が受領された日の後 30 日目の日に効力を生じることになります。日本については、以下のものに適用されます。

- ・ 課税年度に基づいて課される租税については、効力を生ずる年の翌年の 1 月 1 日以後に開始する各課税年度の租税
- ・ 課税年度に基づかないで課される租税については、効力を生ずる年の翌年の 1 月 1 日以後に課される租税

2016 年中に、日独双方の議会で承認手続およびその通告手続が終了した場合には、2017 年 1 月 1 日付で適用開始することとなります。

## 2. 新条約が企業に与える影響

新条約によって、配当決議その他の資金還流のタイミングや、ヨーロッパにおける持株ストラクチャーの見直しを求められるなど、日独間のビジネスに対して大きな影響を与えるものと考えられます。加えて、新条約によって導入される仲裁手続のメリットを享受する観点から欧州における取引・商流の再構成を行うことも考えられます。

## Let's talk

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては、当法人の貴社担当者もしくは下記までお問い合わせください。

### PwC 税理士法人

〒100-6015 東京都千代田区霞が関 3 丁目 2 番 5 号 霞が関ビル 15 階

電話：03-5251-2400(代表)

[www.pwc.com/jp/tax](http://www.pwc.com/jp/tax)

パートナー

川崎 陽子

03-5251-2450

[yoko.kawasaki@jp.pwc.com](mailto:yoko.kawasaki@jp.pwc.com)

パートナー

鬼頭 朱実

03-5251-2461

[akemi.kitou@jp.pwc.com](mailto:akemi.kitou@jp.pwc.com)

ディレクター

荒井 優美子

03-5251-2475

[yumiko.arai@jp.pwc.com](mailto:yumiko.arai@jp.pwc.com)

パートナー

加藤 雅規

03-5251-2536

[masanori.katoi@jp.pwc.com](mailto:masanori.katoi@jp.pwc.com)

シニアマネージャー

中田 幸康

03-5251-2530

[yukiyasu.y.nakata@jp.pwc.com](mailto:yukiyasu.y.nakata@jp.pwc.com)

マネージャー

溝口 豪

03-5251-2540

[tsuyoshi.n.mizoguchi@jp.pwc.com](mailto:tsuyoshi.n.mizoguchi@jp.pwc.com)

PwC 税理士法人は、PwC のメンバーファームです。公認会計士、税理士など約 520 人を有する日本最大級のタックスアドバイザーとして、法人・個人の申告をはじめ、金融・不動産関連、移転価格、M&A、事業再編、国際税務、連結納税制度など幅広い分野において税務コンサルティングを提供しています。

PwC は、世界 157 カ国 におよぶグローバルネットワークに 208,000 人以上のスタッフを有し、高品質な監査、税務、アドバイザーサービスの提供を通じて、企業・団体や個人の価値創造を支援しています。詳細は [www.pwc.com](http://www.pwc.com) をご覧ください。

本書は概略的な内容を紹介する目的のみで作成していますので、プロフェッショナルによるコンサルティングの代替となるものではありません。

© 2015 PwC 税理士法人 無断複写・転載を禁じます。

PwC とはメンバーファームである PwC 税理士法人、または日本における PwC メンバーファームおよび(または)その指定子会社または PwC のネットワークを指しています。各メンバーファームおよび子会社は、別組織となっています。詳細は [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) をご覧ください。